

「介護保険負担限度額認定申請書」の記入方法及び注意事項について

介護保険負担限度額認定申請書

精華町長 様 〇年 〇月 〇日
 次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ 被保険者氏名	セイカ タロウ	保険者 番号	2	6	3	6	6	5	
	精華 太郎	被保険者 番号	0	0	0	0	1	2	3
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7
生年月日	明・大・昭 〇〇年 〇	性別	男	女					
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 精華町〇〇〇〇〇〇〇〇								連絡先 〇〇-〇〇〇〇
介護保険施設 の所在地及び名称	この欄は記入不要です								
入所年月日									

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明・大・昭 2 年 月 日
	住所	連絡先
	本年1月1日現在の住所(現住所と異)	
課税状況	市町村民税 課税 ・ 非課税	

裏面に続きます↓↓

対象者となられる方

- ・世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)
- ・生活保護を受けておられる方
- ・世帯分離している場合でも、配偶者が市町村民税課税の方は対象になりません。
- ・預貯金が、単身又は、夫婦の各段階ごとに設けられている金額を超える場合は対象になりません。

同封の「同意書」も必要になりますので、あわせてご提出ください。

※記入内容や添付書類に漏れがあると審査ができない場合がありますのでご注意ください

① 被保険者の方の氏名と住所、生年月日、被保険者番号、連絡先をご記入ください。

○配偶者に関する事項

② 配偶者がいる場合は、「有」に○をつけ、配偶者の氏名、生年月日、配偶者の市町村民税の課税状況等を記入してください。配偶者が精華町の住民でない場合は、課税状況が確認できないため、非課税証明書の添付が必要です。

配偶者がいない場合は、「無」に○をつけてください。その場合、配偶者に関する事項の記入は不要です。

(配偶者の有無は、決定に必要な情報ですので必ず記入してください。)

・配偶者に含まれるもの

- 婚姻届を提出していない事実婚の場合
- 長期の別居や事実上離婚状態にある場合

・配偶者に含まれないもの

- DV防止法における配偶者からの暴力があった場合
- 行方不明の場合

※ 被保険者が市町村民税非課税世帯に属している場合でも、配偶者が課税されている場合は、負担限度額の適用を受けることができません。

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/②市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者	受給している全ての年金の保険者に○してください			
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。 <small>※寡婦年金、かん・夫年金、母子年金、準母・父年金を含みます。以下同じ。</small>				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。				
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は 1000万円(夫婦の場合は2000万円) 、③の方は650万円(同1650万円)、④の方は550万円(同1550万円)、⑤の方は500万円(同1500万円)以下です。 4 ※第2号被保険者(40歳以上64歳)の方は1000万円(夫婦の場合は2000万円)以下です。	日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済			
※通帳等の写しは別添	預貯金額	円	有価証券 (概算詳細額)	円	その他 (現金・負債を含む)	円

※内容を記入してください

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・勤務先)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

○収入に関する事項

- ③ 収入について、あてはまる項目にチェックをしてください。
遺族年金や障害年金を受給されている方はあてはまるもの全てに○をしてください。
受給している全ての年金保険者の欄も、あてはまるもの全てに○をしてください。

○預貯金に関する事項

- ④ 預貯金等の資産状況について記入してください。
配偶者がいる場合は、配偶者に係る預貯金等についても記入してください。

(夫婦以外の世帯員に係る資産については、記入不要です。)

記入欄が足りない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。

- ※ 預貯金等の合計額(負債額は差し引きます)が、**老齢福祉年金受給者は【单身1000万円、夫婦で2,000万円】**を、**第2段階の方は【单身650万円、夫婦で1,650万円】**を、**第3段階①の方は【单身550万円、夫婦で1,550万円】**を、**第3段階②の方は【单身500万円、夫婦で1,500万円】**を超える場合は、負担限度額の適用を受けることができません。

- ⑤ 預貯金等の資産状況については、その金額が確認できる書類を添付してください。

申告が必要な資産と、添付が必要な書類については、以下のとおりです。

下記書類は、決定に必要ですので必ず添付してください。

申告が必要な資産	添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の最終残高ページの写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイト)
金・銀(積立購入を含む)などの購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
タンス貯金	不要(自己申告)
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など
申告が不要な資産	
生命保険	
自動車	
貴金属(腕時計・宝石など)	
その他の高価な価値があるもの(絵画・骨董品・家財など)	

- ⑤ 申請者が被保険者でない場合は、この欄もご記入ください。